

令和2年3月9日招集

第2回若桜町議会定例会会議録

(令和2年3月24日)

若桜町議会事務局

令和2年第2回若桜町議会定例会（第5号）

招集年月日	令和2年3月24日			
招集の場所	若桜町役場（若桜町議会議場）			
開 会	午後1時30分			
応招議員	1番	梶原 明	6番	前住 孝行
	2番	青木 一憲	7番	中尾 理明
	3番	山根 政彦	8番	山本 晴隆
	4番	山本 安雄	9番	川上 守
	5番	小林 誠		
不応招議員				
出席議員	1番	梶原 明	6番	前住 孝行
	2番	青木 一憲	7番	中尾 理明
	3番	山根 政彦	8番	山本 晴隆
	4番	山本 安雄	9番	川上 守
	5番	小林 誠		
欠席議員				
地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者	町 長	矢部 康樹	教 育 長	新川 哲也
	副 町 長	盛田 聖一	教育委員会次長	山口 由企夫
	総務課長	竹本 英樹	にぎわい創出課長	谷口 国彦
	ふるさと創生課長	谷本 剛	農林建設課長	佐々木 明仁
	税務課長	前田 弥生	農林建設課参事	山本 伸一
	町民福祉課長	藤原 祐二	保健センター所長	山根 葉子
	出納室長	上川 恭子	包括支援センター所長	寺西 満

会議の顛末

本会議(3月24日)

議長(川上守)

ただいまの出席議員数は9人です。

定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

議事日程の報告

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1

議案第3号 平成2年度若桜町一般会計予算を議題とします。

本案に関する委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長、青木一憲議員。

予算審査特別委員長(青木一憲)

若桜町議会報告第3号 予算審査特別委員会審査報告。

1. 付託案件の名称、議案第3号 平成2年度若桜町一般会計予算。2. 審査の経過、令和2年3月10日開催の本会議において、当委員会に付託された上記案件を審査するため、3月12日、13日、16日、17日の4日間にわたり委員会を開催し、町長ほか各課長及び関係職員の出席を求め慎重に審査を行ったので、結果を次のとおり報告します。

審査の結果の前に、議会より一言申し上げます。令和2年度一般会計予算には、令和元年度の繰越事業も含め、多くの事業が予定されています。これらも含め、繰越の無いよう一年を通して計画的に実行され、年度内の事業完成に努めていただきたい。

3. 審査の結果、当委員会に付託された議案第3号は、原案を可決すべきものと決定しました。

議長(川上守)

ただいま委員長の報告がありましたが、これについて、質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

議員(中尾理明)

7番、中尾。

議長(川上守)

原案反対の方の発言を許します。7番、中尾理明議員。

議員(中尾理明)

私は、議案第3号 令和2年度一般会計予算に反対の討論をします。

反対箇所は、款3、民生費、項1、社会福祉費、目7、同和対策費、同和対策事業費約215万2千円の内、解放同盟高野支部の補助金163万2千円であります。

私は支部というのは、任意の運動団体であり、補助金に頼ることなく自主運営を行うのが当然だと考えています。

より重要なのは、同和対策特別事業がもはや法的根拠を失っていることです。なかんずくこのまま補助が続けば、地区の固定化にも繋がりがねません。私は、この支出をどうしても認めることはできません。

さて私は、数年前、平成25年3月末で同和行政を終了させた埼玉県深谷市の事例を取り上げ、同様な動きが深谷市周辺にもあることを紹介いたしました。

その直後の同年3月、深谷市周辺の埼玉県の解放同盟が、同和行政終了後、隣保館などの閉鎖などの条例の無効と諸施策により精神的苦痛を受けたとして、慰謝料を求め提訴しました。しかし3年あまり続いた裁判は、28年9月結審、その判決理由は、平成14年3月の地域改善対策特別措置法執行により、特別対策の根拠がなく、また当該地区への人

口移動などによって、地区対象者を限定した政策の継続は困難などと指摘、同和行政終了、隣保館等の廃止条例は裁量権逸脱ではないとし、解放同盟の賠償請求も棄却しました。

その後、平成29年6月には、東京高裁で棄却、同年9月最高裁でも上告が棄却され、判決が確定いたしました。

もはや、同和対策特別事業計画に道義はなく、全ての面で今日は行政は終了させ、文字通り一般行政に移行すべき時ではないでしょうか。

以上で本議案の反対討論といたします。

議長（川上守）

ほかに討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第3号 令和2年度若桜町一般会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（起立多数）

起立多数です。

したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第2

議案第4号 令和2年度若桜町国民健康保険事業特別会計予算、議案第5号 令和2年度若桜町介護保険事業特別会計予算、議案第6号 令和2年度若桜町後期高齢者医療特別会計予算、議案第7号 令和2年度若桜町簡易水道事業特別会計予算、議案第8号 令和2年度若桜町公共下水道事業特別会計予算、議案第9号 令和2年度若桜町農業集落排水事業特別会計予算、議案第10号 令和2年度若桜町赤松団地造成事業特別会計予算、議案第11号 令和2年度若桜町財産区造林事業特別会

計予算、議案第12号 令和2年度若桜町索道事業特別会計予算、議案第13号 令和2年度若桜町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を一括して議題とします。

本案に対する委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長、青木一憲議員。

予算審査特別委員長（青木一憲）

若桜町議会報告第4号、予算審査特別委員会審査報告。

1. 付託案件の名称、議案第4号 令和2年度若桜町国民健康保険事業特別会計予算、議案第5号 令和2年度若桜町介護保険事業特別会計予算、議案第6号 令和2年度若桜町後期高齢者医療特別会計予算、議案第7号 令和2年度若桜町簡易水道事業特別会計予算、議案第8号 令和2年度若桜町公共下水道事業特別会計予算、議案第9号 令和2年度若桜町農業集落排水事業特別会計予算、議案第10号 令和2年度若桜町赤松団地造成事業特別会計予算、議案第11号 令和2年度若桜町財産区造林事業特別会計予算、議案第12号 令和2年度若桜町索道事業特別会計予算、議案第13号 令和2年度若桜町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算。

2. 審査の経過、報告第3号と同じなので割愛させていただきます。

3. 審査の結果、当委員会に付託された議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第13号は、原案を可決すべきものと決定しました。

議長（川上守）

ただいま、委員長の報告がありましたが、これについて質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第4号から議案第13号を一括して採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第4号から議案第13号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3に入るに先立ち、諸般の報告をします。議案第24号 若桜町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について、監査委員の意見が提出されていますので、印刷してお手元に配布をしています。

朗読は省略します。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程第3

議案第24号 若桜町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第24号 若桜町等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議

ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

日程第4

議案第25号 若桜駅前にぎわいプラザの設置及び管理に関する条例の制定について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第25号 若桜駅前にぎわいプラザの設置及び管理に関する条例の制定について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

日程第5

議案第26号 若桜町監査委員条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第26号 若桜町監査委員条例の一部改正について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

日程第6

議案第27号 若桜町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第27号 若桜町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

日程第7

議案第28号 若桜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第28号 若桜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

日程第8

議案第29号 若桜郷土文化の里の設置及び管理に関する条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第29号 若桜郷土文化の里の設置及び管理に関する条例の一部改正について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

日程第9

議案第30号 若桜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第30号 若桜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

日程第10

議案第31号 若桜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第31号 若桜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

日程第11

議案第32号 若桜町氷ノ山自然ふれあいの里施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

議員（中尾理明）

7番、中尾。

議長（川上守）

原案反対の方の発言を許します。7番、中尾理明議員。

議員（中尾理明）

私は、議案第32号 若桜町氷ノ山自然ふれあいの里施設の設置及び管理に関する条例の一部改正に反対です。本条例の改正は、消費税10%への増税に伴い、キャンプ場利用料金を改定するものと説明を受けています。

昨年行われた消費増税を、国民生活は大変な影響を受け、経済全体の悪化も顕著となっ

てきた中で、今回の新型コロナウイルスの拡大により、今後さらに厳しい生活を強いられることは明白です。

観光協会によると、今年度はキャンプ場に、以前と比べ多くの利用者の皆さんが訪れ、氷ノ山でゆったりとした時間を楽しんでいただいているとのことでした。

私は、増税されたら、その分を利用者・町民に転嫁するような町のやり方に反対です。町民本位、利用者本位の行政としてやるべきことではないと思います。

今回の料金改定は、いま氷ノ山自然ふれあいの里へ来られ、キャンプ場を起点に自然に親しんでいただいている方が増えてきているこのチャンスに、水を差すものではないでしょうか。以上で本議案の反対討論とします。

議長（川上守）

ほかに、討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第32号 若桜町氷ノ山自然ふれあいの里施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（起立多数）

起立多数です。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

日程第12

議案第33号 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第33号 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

日程第13

議案第34号 公の施設の指定管理者の指定（若桜町立多目的集会施設）について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第34号 公の施設の指定管理者の指定（若桜町立多目的集会施設）について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

日程第 1 4

議案第 3 5 号 公の施設の指定管理者の指定（若桜町活性化施設）について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第 3 5 号 公の施設の指定管理者の指定（若桜町活性化施設）について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 3 5 号は原案のとおり可決されました。

日程第 1 5

議案第 3 6 号 公の施設の指定管理者の指定（若桜エゴマ工房）について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第 3 6 号 公の施設の指定管理者の指定（若桜エゴマ工房）について、を採決しま

す。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 3 6 号は原案のとおり可決されました。

日程第 1 6

議案第 3 7 号 公の施設の指定管理者の指定（若桜町氷ノ山関連施設）について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第 3 7 号 公の施設の指定管理者の指定（若桜町氷ノ山関連施設）について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 3 7 号は原案のとおり可決されました。

日程第 1 7

議案第 3 8 号 公の施設の指定管理者の指定（道の駅若桜 桜ん坊）について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第38号 公の施設の指定管理者の指定(道の駅若桜 桜ん坊)について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

日程第18

議案第39号 公の施設の指定管理者の指定(若桜駅前にぎわいプラザ)について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第39号 公の施設の指定管理者の指定(若桜駅前にぎわいプラザ)について、を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

日程第19

議案第40号 若桜町過疎地域自立促進計画の変更について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第40号 若桜町過疎地域自立促進計画の変更について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

日程第20

議案第41号 鳥取市及び八頭郡若桜町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の変更について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第41号 鳥取市及び八頭郡若桜町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の変更について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

日程第21

議案第42号 令和元年度若桜町一般会計補正予算(第7号)を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第42号 令和元年度若桜町一般会計補正予算(第7号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

日程第22

議案第43号 工事請負契約(高原の宿氷太くん法面災害復旧工事)の変更契約の締結について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第43号 工事請負契約書(高原の宿氷太くん法面災害復旧工事)の変更契約の締結について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

日程第23

請願第1号 日本軍「慰安婦」問題の真の解決を求める請願、請願第2号 選択的夫婦別姓の導入など一日も早い民法改正を求める意見書提出を求める請願、陳情第3号 公定価格の改善、待機児童解消、保育士の処遇改善のための必要な措置を求める意見書の提出を求める陳情書、請願第4号 女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の提出を求める請願、請願第5号 厚生労働省による公立・公的病院名の公表の白紙撤回と地域医療の充実を求める意見書の提出を求める請願、を一括して議題とします。

審査の結果について、常任委員長の報告を求めます。

総務産業教育民生常任委員長、山根政彦議員。

総務産業教育民生常任委員長(山根政彦)

若桜町議会第5号 総務産業教育民生常任委員会審査報告。

1.付託案件の名称、請願第1号 日本軍「慰安婦」問題の真の解決を求める請願。2. 審査の経過、令和2年3月10日の本会議において、当委員会に付託された上記案件を審査するため、3月18日に委員会を開催し慎重に審査を行ったので、結果を次のとおり報告します。

3. 審査の結果、当委員会に付託された請願第1号は、不採択とすべきものと決定しました。

若桜町議会報告第6号、総務産業教育民生常任委員会審査報告。

1. 付託案件の名称、請願第2号 選択的夫婦別姓の導入など、一日も早い民法改正を求める意見書提出を求める請願。

審査の経過は、第5号と一緒にするので割愛させていただきます。

3. 審査の結果、当委員会に付託された請願第2号は、不採択とすべきものと決定いたしました。

若桜町議会報告第7号 総務産業教育民生常任委員会審査報告。

1. 付託案件の名称、陳情第3号 公定価格の改善、待機児童解消、保育士の処遇改善のための必要な措置を求める意見書の提出を求める陳情。

審査の経過は、第5号と一緒にするので割愛させていただきます。

3. 審査の結果、当委員会に付託された陳情第3号は、採択すべきものと決定しました。

若桜町議会報告第8号、総務産業教育民生常任委員会審査報告。

1. 付託案件の名称、請願第4号 女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の提出を求める請願。

審査の経過は、第5号と一緒にするので割愛させていただきます。

3. 審査の結果、当委員会に付託された請願第4号は、不採択とすべきものと決定いたしました。

若桜町議会報告第9号 総務産業教育民生常任委員会審査報告。

1. 付託案件の名称、請願第5号 厚生労働省による公立・公的病院名の公表の白紙撤回と地域医療の充実を求める意見書の提出を求める請願。

審査の経過は、第5号と一緒にするので割愛

させていただきます。

2. 審査の経過、令和2年3月10日の本会議において、当委員会に付託された上記案件を審査するため、3月18日に委員会を開催し慎重に審査を行ったので、主なる意見と結果を次のとおり報告します。

3. 主なる意見、この度の委員会では、不採択といたしました。が、病院を持つ自治体や町内の医療機関の状況を考え、若桜町独自の意見書を別途、国に対して提出するのうにしたい。

4. 審査の結果、当委員会に付託された請願第5号は、不採択とすべきものと決定いたしました。以上です。

議長（川上守）

ただいま、委員長から報告がありましたが、これについて質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論は区分して行います。

請願第1号 日本軍「慰安婦」問題の真の解決を求める請願について、討論はありませんか。

議員（中尾理明）

7番、中尾

議長（川上守）

原案賛成の方の発言を許します。7番、中尾理明議員。

議員（中尾理明）

私は、請願第1号 日本軍「慰安婦」問題の真の解決を求める請願に賛成する立場で討論を行います。

私たちは、戦前日本軍によって強制的に残酷な性虐待を受けた方々の暮らしに寄り添い、

真の解決を目指す本人や家族に対し、目的実現のために力を尽くす必要があるのではないかと思います。

過去を振り返ると、1993年、在日韓国人ソウ・シンドウさんが従軍慰安婦として強制的に働かされたことに対し、謝罪と賠償を求め裁判を起こしました。

一審・二審とも訴えは退けられましたが、慰安婦として強制されたことは、国際法上の不法行為にあたる、民法上の不法行為責任を負う余地を認定する一方で、請求権期間が消滅したとして、訴えを退け、最高裁は上告を棄却しました。

2015年安倍首相は、戦後70年について談話を発表いたしました。談話には、痛切な反省とお詫びという言葉が織り込んでいますが、それが朝鮮の植民地支配に対するものと判断できる文言はなく、戦場の影には深く名誉と尊厳を傷つけられた女性がいたという一説を見ても、従軍慰安婦などの具体名は抜け落ち、決定的なのはこれら虐げられた人々への明確な謝罪の言葉がないことです。

この請願の背景を以上のように述べさせていただきました。その立場により、請願第1号に賛成し討論を終わります。

議長（川上守）

ほかに討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

請願第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は不採択です。

請願第1号は、委員長報告のとおり不採択とすることに賛成の方は、ご起立願います。

（起立多数）

起立多数です。

したがって、請願第1号は委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

請願第2号 選択的夫婦別姓の導入など、一日も早い民法改正を求める意見書提出を求める請願について、討論はありませんか。

議員（中尾理明）

7番、中尾。

議長（川上守）

原案賛成の方の発言を許します。7番、中尾正明議員。

議員（中尾理明）

私は、請願第2号 選択的夫婦別姓の導入など、一日も早い民法改正を求める請願に賛成する立場で討論を行います。

夫婦同姓の要請は、両性の平等と基本的人権を掲げた憲法に違反します。1996年法務大臣の諮問機関、法制審議会は夫婦別姓の権利を求める民法改正を答申していますが、進展がありません。

しかし、この件について内閣府が3年前に行った世論調査結果で、法改正に賛成の方が42.5%で反対の29%を上回っているように、国民の多くが法改正を望むようになってきています。一方、最高裁では、4年前、夫婦同姓は合憲と判断しています。

今年に入っても同趣旨の判決がなされていますが、制度の在り方については、国民の判断国会に委ねるとしており、国会での審議促進が必要です。国連女性差別撤廃委員会は、日本政府に対して、繰り返し制度改正を訴えています。4年前は最高裁の判断に関わらず早急な是正を勧告しています。

私は1日も早く、日本政府が国連の是正勧告に従い、法改正に向けて行動を起こすことが必要であると強く思うものです。

以上、本請願の賛成討論とします。

議長（川上守）

ほかに討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

請願第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は不採択です。

請願第2号は、委員長報告のとおり不採択とすることに賛成の方は、ご起立をお願いします。

(起立多数)

起立多数です。

したがって、請願第2号は委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

陳情第3号 公定価格の改善、待機児童解消、保育士の処遇改善のための必要な措置を求める意見書の提出を求める陳情書について、討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

陳情第3号を採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は採択です。

陳情第3号は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、陳情第3号は委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

請願第4号 女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の提出を求める請願について、討論はありませんか。

議員（中尾理明）

7番、中尾。

議長（川上守）

原案賛成の方の発言を許します。7番、中尾理明議員。

議員（中尾理明）

私は、請願第4号 女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の提出を求める請願に、賛成する立場で討論を行います。

女性差別撤廃条約選択議定書は、女性差別撤廃条約の実効性を高めるために、1999年の国連総会で採択され、2020年1月現在締約国189か国中、113の国が批准しています。締約国の個人または団体が直接委員会に申し立てすれば、委員会審議により見解・勧告を統治する制度です。

国連は、締約国日本政府に対し2016年実施状況を審議した委員会はもちろん、2017年、国連人権委員会も同条約選択議定書の批准を勧告しています。

2020年までの政府の第4次男女共同参画基本計画は、女子差別撤廃条約の積極的遵守等に努める、選択議定書については、早期批准について真剣に検討するとしています。男女共同参画基本計画の一日も早い具体的実行と批准国になっている76か国の中にある日本は、先進国にふさわしく、速やかに批准することが強く求められており、本請願に賛成する者です。以上で討論を終わります。

議長（川上守）

ほかに討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

請願第4号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は、不採択です。

請願第4号は、委員長報告のとおり不採択とすることに賛成の方は、ご起立願います。

(起立多数)

起立多数です。

したがって、請願第4号は委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

請願第5号 厚生労働省による公立・公的病院名の公表の白紙撤回と、地域医療の充実を求める意見書の提出を求める請願について、討論はありませんか。

議員（中尾理明）

7番、中尾。

議長（川上守）

原案賛成の方の発言を許します。7番、中尾理明議員。

議員（中尾理明）

私は請願第5号、厚生労働省による公立・公的病院名の公表の白紙撤回と、地域医療の充実を求める意見書の提出を求める請願に賛成する立場で討論を行います。

9月26日、厚生労働省は、地域医療に貢献している病院の役割を顧みることなく、突然424の公立・公的病院の再編統合案を発表し、県内も、何病院が名指しされ、地元はもちろん県民から大きな憤りの声が上がっています。

関係する岩美町をはじめ、3自治体はもちろん、琴浦町など他の町議会でも、これに対しその撤回を求める意見書を議決、提出されています。

また、全国自治体病院開設者協議会会長で、全国知事会・社会保障常任委員長でもある、平井県知事は、いち早く国に出向かれ、あまりにも唐突で、不適切、国の姿勢に疑問を持つリストを撤回してもらいたいと、撤回を求められました。にも関わらず厚労省は、今年1月、一部病院を外した上で440の病院に増やし、重点地域を選定し推進をはかっている有様です。

今新型コロナウイルスで多くの感染症死亡者が発生していますが、その最大の防波堤は病院ではないでしょうか。イタリアでは、過去5年で、758の医療機関を閉鎖し、医師が国外に流

出したと言われています。その結果が国内で大流行を防ぐことができず、世界の支援を求めていることを見るにつけ、病院の大切な役割を改めて認証されたのではないのでしょうか。

終わりに、この請願について、議員間での議論の結果、若桜独自の意見書を国に提出することになったことに対し、私も賛同することを申し上げ、賛成討論といたします。

議長（川上守）

ほかに、討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

請願第5号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は、不採択です。請願第5号は、委員長報告のとおり不採択とすることに賛成の方は、ご起立願います。

（起立多数）

起立多数です。

したがって、請願第5号は委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

日程第24

議員提出議案第1号 公定価格の改善、待機児童解消、保育士の処遇改善のための必要な措置を求める意見書、を議題とします。

趣旨説明を求めます。3番、山根政彦議員。

議員（山根政彦）

議員提出議案第1号 公定価格の改善、待機児童解消、保育士の処遇改善のための必要な措置を求める意見書。

上記の意見書を別紙のとおり提出する。令和2年3月24日提出。提出者 若桜町議会議員山根政彦、賛成者 若桜町議会議員青木一憲。

公定価格の改善、待機児童解消、保育士の処遇改善のための必要な処置を求める意見書（案）でございます。

2019年10月から幼児教育・保育の無

償化が実施されている。無償化自体は全ての子どもに質の高い幼児教育・保育の機会を保障する重要な施策であるが、現場では保育需要が拡大し、新たな負担が増えるなどの問題が生じ、緊急の課題である待機児童解消や保育士の処遇改善が停滞・後退するするという事態が引き起こされようとしている。

7行割愛させていただきます。国においては、必要な財源を確保し、保育施策の拡充のために必要な措置を講じられるよう、以下について要望する。

1. 保護者や施設に負担を強いる公定価格の減算はせず、すべての施設が安定的に運営できるよう、実態を踏まえて引き上げ、改善すること。

2. 保育の質的・量的拡充が停滞することがないように、国として十分な予算を確保すること。特に待機児童の解消については、無償化によって需要が喚起されるため、国として認可保育所の整備計画を立て、保育所等整備交付金の増額など支援の拡充、必要な財政措置を行うこと。

3. 保育士等職員の配置基準の改善、賃金の引き上げなど処遇改善のために、公定価格の改善など必要な措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月24日、鳥取県若桜町議会。

内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、内閣府特命担当大臣、衆議院議長、参議院議長様宛でございます。

議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議員提出議案第1号 公定価格の改善、待機児童解消、保育士の処遇改善のための必要な措置を求める意見書、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第25

議会だより調査特別委員会委員の選任について、を議題とします。

お諮りします。

議会だより調査特別委員会委員につきましては、委員会条例第6条第4項の規定により、梶原明議員、山本安雄議員、山根政彦議員、青木一憲議員を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり、選任することに決定いたしました。

日程第26

閉会中の継続調査について、を議題とします。

総務産業教育民生常任委員会及び議会運営委員会並びに各特別委員会から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員会申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、各委員会から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日経第27

議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣については、会議規則第127条の規定により、お手元に配付しました、議員派遣の件のとおりとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については原案のとおり決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第2回若桜町議会定例会を閉会いたします。

午後2時23分 閉会